

**令和3年度**  
**ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動実施要綱【二次募集】**  
**～あなたの地域で「見守り」「声かけ」「助け合い」活動～**

## 1 趣 旨

近年、頻発する自然災害や凶悪な犯罪等の多発による地域生活の不安が高まる中、少子高齢化と近隣関係の希薄化、孤独死や高齢者を狙った詐欺、子どもを巻き込む犯罪、災害時の高齢者や障がい者の支援対策等、さまざまな課題を抱えており、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。

こうした中、誰もが孤立しない安心・安全な社会、地域で支え合える社会をつくるために、地域、近隣とのつながり、結びつきの必要性が再認識され、町内会・自治会における地域コミュニティの中での自発的な取り組み、支援活動に期待が寄せられています。

そこで、町内会における福祉活動や健康を守り高めあう活動の継続的な実施を促進し、住民が支え合う豊かな地域社会をつくるための運動を全道的に展開します。

この運動では、地域の高齢者や介護する家族、障がい者、子ども等への「見守り」「声かけ」「助け合い」につながる福祉活動を年間通して行う町内会・自治会に、本会が活動費を助成して応援します。

2 主 唱 北海道町内会連合会、北海道社会福祉協議会、北海道共同募金会

3 後 援 北海道民生委員児童委員連盟、北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人クラブ連合会

## 4 運動の目標

地域のひとり暮らしの高齢者や高齢者を介護する家族、障がい者等に一番身近な町内会・自治会において、「見守り」「声かけ」「助け合い」活動を実践し、ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくりを目標とします。

## 5 運動の実践地区と推進主体

- (1) 運動の実践地区は、単位町内会及び地区連合会とし、当該地域のひとり暮らしの高齢者や高齢者を介護する家族、障がい者等に対する支援活動に取り組みます。
- (2) 運動の推進主体は、市区町村町内会連合会とし、市区町村、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会等との連携等をすすめ、実践地区の運動を支援します。
- (3) 北海道町内会連合会は、この運動を推進するために、実践地区に対する活動費の助成、啓発パンフレットや実践活動報告書の作成・配布、実践活動事例の紹介等を行います。

6 実践活動の内容 別頁の「実践活動のメニュー例」を参照してください。

## 7 申請にあたっての留意事項

- (1) 対象者 ひとり暮らしの高齢者や高齢者を介護する家族、障がい者、子ども等
- (2) 実践活動の条件

新型コロナウイルスの影響により令和2年度の助成は中止となりました。本年度は、新型コロナウイルスの感染予防に配慮しながら、地域で「見守り」「声かけ」「助け合い」活動をすすめていただくため、実践活動の条件を緩和してご案内します。

1) 単年指定の条件 (①～②の2項目を満たしていることが条件です)

- ①年1回限りの事業は除く
- ②新型コロナウイルスの感染予防に配慮した活動であること

2) 2年指定の条件 (①～③の3項目を満たしていることが条件です)

「2年指定」は2年間をかけて新たな事業を組み立て、基盤を整備することを目的とします。

- ①新規事業であること  
本年度より新たに取り組む事業が対象。事業を行うための基盤整備や組織化のための活動を含む。
- ②継続して実施する事業であること  
2年の指定期間以降も継続実施される事業が対象。
- ③新型コロナウイルスの感染予防に配慮した活動であること

## 8 活動費の助成

- (1) 北海道町内会連合会は、本運動の主旨を盛り込んだ事業を实践する实践地区に対し、予算の範囲内で活動費の助成を行います。希望が多数の場合は、北海道町内会連合会正副会長会議において協議のうえ調整します。
- (2) 活動費の助成額は、活動費の助成額は、単年指定が1 实践地区3 万円、2 年指定が1 实践地区5 万円です。令和元年度に2 年指定が決定した地区には、令和3 年度に5 万円が助成されます。※令和2 年度は新型コロナウイルス感染症防災対策のため実施しておりません。

## 9 申請書の提出

### (1) 实践地区の指定

活動費の助成を希望する市区町村連合町内会は、实践活動に取り組む町内会を申請してください。

**指定は一市区町村5ヶ所までとし、過去3年間（平成29年度・平成30年度・令和元年度）に指定した实践地区は除きます。**

### (2) 申請書の提出

#### 1) 単年指定町内会

活動費助成申請書（様式1）、实践活動計画書（様式2-1）を提出してください。

#### 2) 2年指定町内会

活動費助成申請書（様式1）、实践活動計画書（様式2-2）を提出してください。なお、2年目は提出不要です。

10 申請書の提出期限 令和3年12月24日（金）

11 助成の決定と送金 令和4年1月中旬（予定）

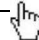
### 12 報告書の提出

市区町村連合町内会は、下記報告書に**写真等を添付**の上、令和4年2月4日（金）までに提出してください。

(1) 単年指定 実施報告書（様式3）と实践地区実施報告書（様式4）を提出してください。

(2) 2年指定 1年目、2年目ともに上記様式を提出してください。なお、2年目の事業終了後には、实践地区成果報告書（様式5）もあわせて提出してください。

※申請書・報告書の様式はホームページの「会員専用ページ」よりダウンロードできます。

北海道町内会連合会  検索

### 事務局（お問合せ・申請書提出先）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2. 7 2階

一般社団法人 北海道町内会連合会事務局

Tel 011-271-3178/Fax 011-271-3956/メールアドレス info@d-choren.or.jp

## 実践活動のメニュー例

具体的事例としては、次のものがありますが、他にも多くの活動が考えられますので、この事例にこだわることなく地域の実情を反映した活動をすすめてください。また、実践にあたっては、保健センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ホームヘルパー等の社会資源を有効に活用してください。

### 啓発活動（知る・知らせる）

#### ①健康教室、栄養・料理教室

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等を対象に、保健師の協力による健康相談や栄養士による料理教室等を実施して健康や食生活への関心を高めます。

#### ②悪質商法被害防止研修会

高齢者が狙われやすい「振り込め詐欺」や「架空請求」、「悪質な訪問販売」等の被害にあわないように手口や対策を学ぶ研修会を開催し被害防止につなげます。

#### ③交通安全教室

高齢者の交通事故を防止するため、警察署の協力による交通安全教室を開催し、高齢者に多い事故の特徴や注意点を学び、事故防止の意識を高めていきます。

#### ④住民福祉懇談会

町内会による懇談会を開き、住民の福祉への理解を深めるとともに、地域のひとり暮らしの高齢者、高齢者を介護する家族、障がい者等の要援護者を町内会としてどう見守っていくか等を話し合います。

#### ⑤福祉だよりの発行

福祉に関する情報、行事の案内、お手伝いの募集等、タイムリーな情報を継続して伝え、住民の福祉への理解や意識を高めていきます。



### 交流活動（ふれあい・語らい）

#### ①ひとり暮らしの高齢者や障がい者等との会食会・茶話会・交流会

孤独になりがちなひとり暮らしの高齢者、障がい者等とのふれあいを深めたり、仲間づくりをすすめたりするために、会食会、あるいは茶話会を実施し、暖かい人間関係をつくっていきます。一品持ち寄り会食会等もあげられます。ただし、定期的に行われる会食会等が対象となります。



#### ②お年寄りと子どものつどい

お年寄りが長年培ってきた豊富な知恵や知識を活かした子どもとの交流を通じて、お年寄りの生きがいづくりと子どもに福祉の心を育みます。ただし、定期的に行われるつどい等が対象となります。

#### ③ふれあいサロンづくり

町内会館等の集会所を利用して、定期的みんなが気楽に集まれるようなふれあいサロンをつくっていきます。なかなか外に出歩けないお年寄りや地域の方々との仲間づくりの場として、さらに、保健師による健康診断・相談を実施したり、公的サービスの情報提供をしたり、地域の中で住民の参加により高齢者の生活を支え合っていきます。



### 在宅福祉サービス活動（ささえあい）

#### ①声かけ訪問活動

地域の中で孤立しがちなひとり暮らしの高齢者、高齢者を介護する家族、障がい者宅を近隣住民が訪問し、交流を深めるとともに、日常生活上の相談、買物や家事の手伝い、安否の確認等を行い、日常生活を支えています。定期的に声かけ訪問し、地域での継続的な見守りにつながる活動が対象となります。



#### ②除排雪活動

町内会の若い人たちを中心とした除雪班等の結成により、高齢者夫婦世帯、ひとり暮らしの高齢者、障がい者等を対象に除雪活動を実施し、冬も安心して生活できるようにします。



### ③配食サービス活動・家事援助

食事を作ることが困難な高齢者等に、定期的に弁当を届けて見守ります。また、日常生活で支援が必要な高齢者のゴミ出しや買い物等の援助を行います。

## ネットワークづくり（みんながつながる）

### ①町内会助け合いチームづくり

地域のひとり暮らしの高齢者、障がい者等が安心して生活していくため、緊急時に近隣の人やすぐ駆け付けたり、保健師、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等に連絡したりする連絡網づくりや、町内会役員、福祉委員、民生委員・児童委員、近隣の人等がメンバーとなり、緊急時に対応できる助け合いの組織づくりをします。



### ②災害時要援護者のための体制づくり

万が一の災害に備え、日ごろより、地域の高齢者や障がい者等の災害時要援護者を調査・把握し、災害時に、近隣住民、町内会役員、自主防災組織等で安否確認、救出、避難誘導等を行うような、地域で助け合う体制づくりをします。

### ③消費者被害防止ネットワークづくり

巧妙で多様化する悪質商法や詐欺の被害から高齢者や障がい者を守るため、近隣住民、町内会役員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー等が連携し、地域で被害を防ぐ体制づくりをします。



### ④防犯パトロール活動

子どもを事件や犯罪から守るために、学校やPTA等と連携した防犯パトロールを実施し、地域で子どもを見守る、安心安全な地域づくりをすすめます。

## マンパワー養成（担い手をつくる）

### ①傾聴ボランティア等の養成研修会

ひとり暮らしの高齢者等が抱える孤独感の解消や心の不安や悩みを軽減するために、傾聴ボランティアの養成研修会等を実施し、地域において高齢者を支え合うボランティアを育成します。

### ②介護教室

寝たきりの高齢者等を介護する家庭は、多くの悩みや介護における負担を負っていることから、同じ状況にある家族や地域住民の参加を求め、介護教室等を実施し、情報交換をしたり、専門家のアドバイスを受けることで介護負担の軽減化をはかり、家族への援助を考えていきます。



## 調査活動（実態を知る）

### ①ひとり暮らしの高齢者マップ調査

町内のひとり暮らしの高齢者、障がい者等の要援護者世帯を調査して、日常の見守り活動や災害・緊急時の体制づくりをすすめていきます。

### ②高齢者ニーズ調査

町内のひとり暮らしの高齢者、障がい者等の希望や困りごとを調査して地域で安心して生活できるように対策を検討していきます。



過去の活動事例を本会ホームページで紹介していますので、参照してください。  
トップページの中ほどの「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動」の  
[事例紹介](#)をクリックしてください。

ご不明な点は、お気軽に本会事務局までお問合せください。

一般社団法人 北海道町内会連合会事務局

Tel 011-271-3178/Fax 011-271-3956/メールアドレス info@d-choren.or.jp